

貸付制度のご案内

～就職準備金や、保育料の一部を貸付けます～

令和7年度

鳥取県内で保育士として働かれるみなさまへ

～2年間、鳥取県内の保育所等において勤務した時、返還免除できます～

保育士資格を有しているが保育士として勤務していない方（以下、潜在保育士という）等の就職（復職）に向けた環境を整備し、保育士確保を推進するため、就職準備金及び未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部を貸付けします。



1 貸付の種類と対象者

（1）未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

- 保育士として週20時間以上の勤務を行う者で、以下の①、②どちらかに該当する者
- ①未就学児を持つ潜在保育士が、新たに保育士として保育所、認定こども園、幼稚園（ただし預かり保育を常時実施していること）、地域型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業において勤務する。
 - ②保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休職から復職する。

（2）就職準備金貸付

以下の①、②、③全ての要件を満たす者

- ①潜在保育士等が、新たに保育士として保育所、認定こども園、幼稚園（ただし預かり保育を常時実施していること）、地域型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業等において、週20時間以上勤務する。
- ②保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けていない。
- ③過去に本事業における就職準備金貸付を受けていない。

※注意事項：上記2つの貸付は、貸付枠がそれぞれ年間10件までです。貸付枠がなくなり次第受付を締め切りますので、予め御了承ください。

2 貸付額

（1）未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

- ・未就学児の保育料の半額（10円未満端数は切り捨て）とし、月額2万7千円を上限とする。
- ・貸付期間は保育所等に勤務を開始した日から起算して、1年間を限度とする。





(2) 就職準備金の貸付

- ・40万円以内とし、1人1回限りとする。
- ・一括貸付
- ・就職の準備に要する経費を貸付



(例)

- ①保育所等への就職によって転居を伴う場合の転居費用
- ②転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ③保育所等で使用する被服費
- ④保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ⑤保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

等

※鳥取県社協が、申請された経費毎に就職準備に要する経費であるか適否を判断しますので、経費の内容により貸付対象として認められない場合があります。

3 貸付利子

無利子とする

4 返還免除

鳥取県内の保育所等において、児童の保護等の業務に2年間引き続き従事したとき

[申請に必要な書類]

※いずれの申請も、新たに保育所等に就職または復職した日から起算して、6か月以内に申請書類とそれに添付すべき書類全てを鳥取県社会福祉協議会に提出すること。

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付に必要な書類

- ・未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の申請書（様式第1号）
- ・申請者の子どもに係る保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
- ・保育士証の写し
- ・保育所等に就職すること又は、就職していることが確認できる書類（週20時間以上の勤務条件であることが分かる記載が必要です）
- ・履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- ・所得証明書（連帯保証人 1通）

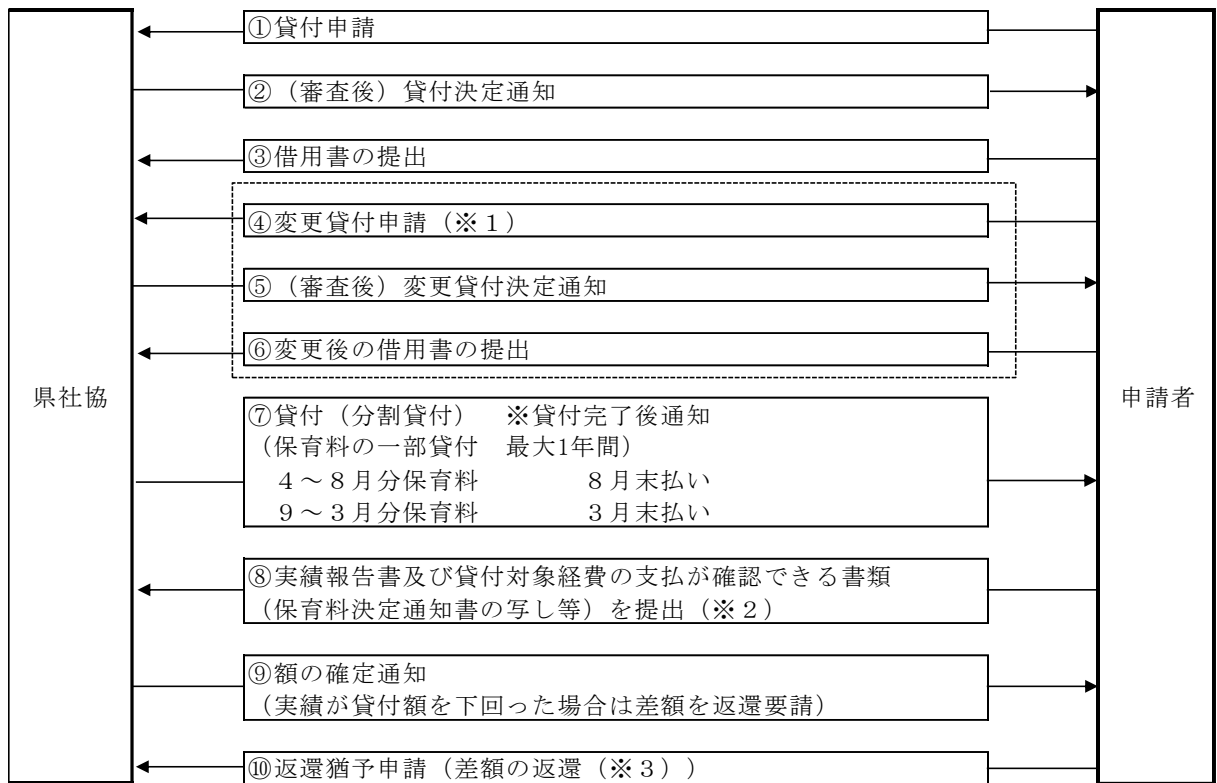
(2) 就職準備金貸付に必要な書類

- ・就職準備金貸付申請書（様式第2号）
- ・就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
- ・保育士証の写し
- ・保育所等に就職すること又は、就職していることが確認できる書類（週20時間以上の勤務条件であることが分かる記載が必要です）
- ・履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- ・所得証明書（連帯保証人 1通）



[就職準備金等の貸付けの流れ]

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

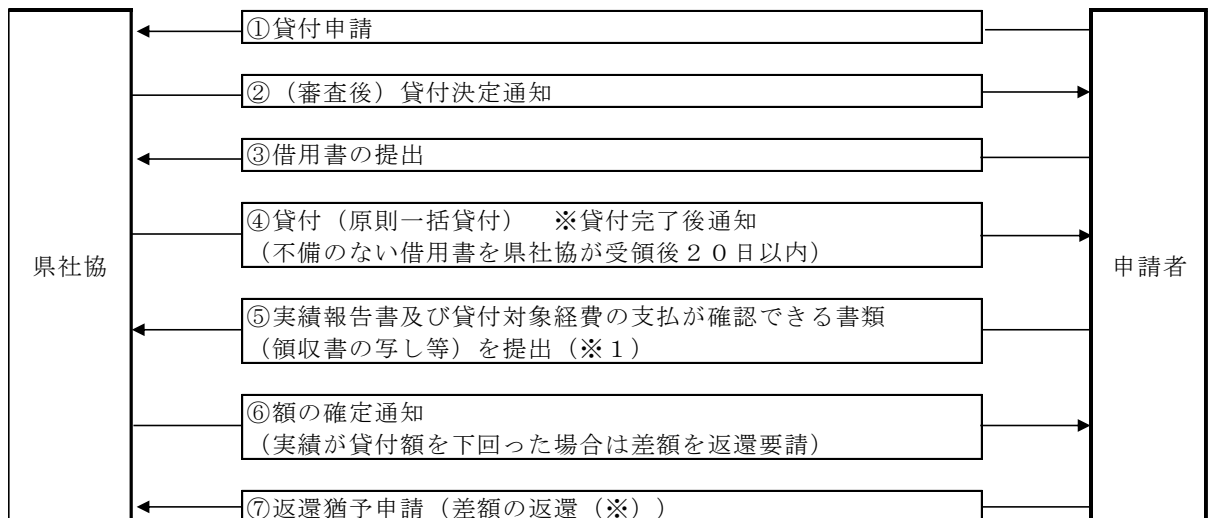


※1 保育料の増額改定があった場合は、速やかに提出。

※2 各貸付けが全て終了した時点で提出。

※3 差額の返還は、⑨で返還要請をした場合のみ。

(2) 就職準備金貸付



※ 差額の返還は、⑥で返還要請をした場合のみ。





【申請先・問合せ先】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6336

FAX 0857-59-6341

URL <https://www.tottori-wel.or.jp>